

## 令和 7 年度 議会運営委員会行政視察報告

### [参加委員]

委員長 原 真也

副委員長 山本 浩二

委 員 坂井 芳浩、梶山 俊哉、宮川 英之、野島 義正、其原 義信  
伊藤 斉、山見 敏雄、大田たける

副議長 村上 満典

### 1 視察年月日

令和 7 年 8 月 1 9 日（火）～ 2 0 日（水）

### 2 視察先及び視察事項

・茨城県つくば市

予算決算委員会の運営について

（決算審査と予算審査の連動及び決算審査に係る提言）

・兵庫県西宮市

常任委員会運営ガイドラインについて

### 3 視察目的

議会運営の改善及び議会活性化の取組の参考にするため。

### 4 視察概要

以下のとおり

## (1) 茨城県つくば市 予算決算委員会の運営について（決算審査と予算審査の連動及び決算審査に係る提言）

### 【視察先として選定した背景】

つくば市議会では、地方分権と地方自治の時代に対応するため、対話を大切にし、透明性と信頼性を確保し、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を目指し、議会活性化調査特別委員会などにおいて議論を重ねながら、議会改革に取り組んでいます。

令和2年11月から、予算審査と決算審査を同一委員が行うことにより、総合的・一体的な審査を行い、議会のチェック機能の強化を図ることを目的として、本市議会と同様に、予算決算委員会を常任委員会として設置しています。

また、予算と決算を連動して審査することにより議会のチェック機能を強化することを目的として、9月定例会の決算審査において予算決算委員会の各分科会で市長等が執行した事業を選定し、議会から市長等へ「提言」を行っています。

こうしたことから、予算決算委員会の運営の参考とするとともに、今後の議会改革の検討を行うに際して、先進地として参考となる事例と考えられることから視察先としたものです。

### 【内 容】

#### ア 予算決算委員会の運営について

##### 【予算決算委員会の運営】

- ・ つくば市議会では、委員会のマネジメントを強化することを目的として、令和2年12月定例会から予算決算委員会を設置している。
- ・ 予算決算委員会は、議長を除く全議員（27人）で構成されており、各常任委員会に分科会を設置し、分科会において予算及び決算に関する実質的な審査を行っている。また、分科会では、質疑と自由討議のみを行うものとし、討論及び採決は行っていない。
- ・ 予算決算委員会の設置に当たり予算決算委員会運営要綱を作成し、予算決算委員会の運営に関し必要な事項を定めている。
- ・ 予算決算委員会に付託する議案の範囲には、予算・決算議案のほか、特別会計または基金に関する条例の議案及び分担金、使用料、加入料または手数料に関する条例の議案も含むこととしている。
- ・ 各常任委員会及び分科会審査は、以前は部局ごとに行っていたが、コロナ禍を機に会議の効率化を図ることを目的として、委員と各議案の所管部局職員のみが出席し、関係部局合同で行う形式を採用している。

- ・ つくば市議会では、本会議で議案に対する総括質疑を行う日を設けており、総括質疑の中で予算・決算議案に係る質疑を実施していることから、分科会付託前の予算決算委員会において質疑は行わないこととしている。

#### 【決算審査と予算審査の連動及び決算審査に係る提言】

- ・ 予算と決算を連動して審査することにより議会のチェック機能を強化することを目的として、9月定例会の決算審査において予算決算委員会の各分科会で市長等が執行した事業を選定し、議会から市長等へ「提言」を行っている。
- ・ 分科会における市長等が執行した事業の選定に当たり、まず、執行部から、市が実施した事業のうち主な事業として60から80事業を抽出し事業の概要をまとめた資料が提供される。その後、各分科会において、基本的には提供された資料から事業を選定しているが、資料に掲載されていない事業を選定することもある。
- ・ 議会の提言を受けた市長は、提言に対する対応を次年度予算に反映するよう努め、その結果を「議会の提言に対する対応」として、次年度予算を上程する3月定例会前に議会へ送付する。
- ・ 3月定例会における次年度予算の審査において、「議会の提言に対する対応」に対し、予算への反映状況や具体的な事業の実施内容を審査した上で、分科会所感を作成している。なお、分科会所感に対する執行部からの回答は制度化されていないが、分科会によっては複数年にわたり同じ事業を選定することで、継続的に事業のチェックを行うこともある。
- ・ 予算編成は市長の専権事項であることから、議会の提言はあくまでも議会側の意向として市長等に伝えているものという位置づけとなっている。
- ・ 議会の提言や提言に対する対応については、市議会だより及び市議会公式ウェブサイトに掲載し、取組の広報を行っている。

#### イ 議会改革について

##### 【オンライン一般質問】

- ・ 総務省の見解では、委員会については、オンラインで開催することができることとされている。本会議については、質疑などの議案審議に係る部分はオンラインで開催することができないが、一般質問に係る部分は法的な位置づけがないことから、オンラインで開催することができるとされている。
- ・ 令和5年6月定例会から、公務、災害、出産、育児、看護等のやむを得ない理由のため、本会議を欠席、遅刻、早退するときは、オンラインにより会派代表質

問及び一般質問を行うことができることとした。令和5年9月定例会において1回実施した例がある。

- ・ オンライン一般質問を行った議員は、議場に参集していないことから、欠席議員という取扱いとなる。また、オンライン一般質問を行った議員の会議録上の取扱いについては、欠席議員として記載するとともに、新たに記載事項として設けたオンライン質問実施議員として記載している。

#### 【広報広聴委員会の取組】

- ・ 令和3年1月にY o u T u b e 上につくば市議会チャンネルを開設した。
- ・ 同チャンネルでは、オンラインによる意見交換を行うオンライン意見報告会の開催や、決算審査に係る提言の報告会などを行っている。
- ・ 以前は、対面による議会報告も行っていたが、参加者が集まらないため、現在は報告形式のものはオンラインで行うことが多い。
- ・ 以前は、対面による意見交換会を開催していたが、参加者が固定化され、苦情を聞く場になってしまっていたことから、「議会カフェ」と名前を変え、ワークショップ形式で政策について市民同士で意見を出し合い、議員はファシリテーターとして議論をリードしながら市民と交流する場を設けている。

#### 【通年議会】

- ・ 令和6年4月から、会期を4月中旬から翌年3月下旬の概ね1年とする通年議会を導入している。
- ・ 会期は1年あるが、基本的には年4回の定例会をベースに活動している。
- ・ 1回目は、市長が招集して会議（定例会や臨時会）を開催するが、それ以降は議長権限で会議を開催することができる。
- ・ 通年議会導入に際して、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の整理を行い、市長が専決処分できる事項を増やしたが、議長権限で臨時会を開催して議決するケースが増えたため、専決処分を行う案件自体は少なくなった。

#### 【所 感】

つくば市議会においては、本市議会と同様に、予算決算委員会を設置し、予算審査及び決算審査を実施しています。審査の流れについては、部門別常任委員会に分科会を設置し、分科会において専門性の高い審査を行うという、概ね本市議会と同様のものとなっていますが、補正予算については関係部局合同で審査を行うなど、効率的な審査を行うための取組が行われていました。

決算審査に係る提言については、取組自体は、本市議会で実施している決算に係る指摘事項と似通った点が多いと感じましたが、分科会ごとに提言をまとめることで、分科会固有の課題への対応を執行部に求めることができるよう制度設計されていました。また、執行部からの提言に対する対応が次年度予算の上程前に示されることで、本市議会での取組より早いサイクルで決算審査と予算審査の連動が図られる取組となっていました。本市議会においては、決算に係る指摘事項の翌年度予算への反映状況の確認が議員個々の判断に委ねられている点が課題となっていることから、制度設計について検討が必要であると感じました。

また、Y o u T u b e を活用した議会報告会を行うと同時に、市民との対面形式でのワークショップ形式での意見交換会を実施されるなど、オンライン・対面それぞれのメリットを生かした広報活動が展開されていました。また、本会議におけるオンライン一般質問や通年議会を実施するなど、先進的な議会運営に取り組まれていました。今後、本市議会が取組を検討する上で参考となる内容でした。

---

## （２）兵庫県西宮市 常任委員会運営ガイドラインについて

### 【視察先として選定した背景】

西宮市議会では、自らが社会の変遷に対応し、ふさわしい進化を遂げるべきとの認識の下、積極的な情報公開や、議員間の討議、さらには委員長職務の見直しなどといった独自性のある議会改革に取り組んでいます。

議会での取組を議員の資質に左右されることなく普遍的なものとするために、理念と手段の明確化と体系化を図っています。その取組の一つとして、平成２７年６月に、正副委員長の資質に左右されることなく、質の高い委員会運営を行うことができるようにするための指針となる、「常任委員会運営ガイドライン」を策定しました。

こうしたことから、常任委員会運営の参考とするとともに、今後の議会改革の検討を行うに際して、先進地として参考となる事例と考えられることから視察先としたものです。

## 【内 容】

### ア 常任委員会運営ガイドラインについて

#### 【常任委員会運営ガイドライン制定の経緯】

- ・ 西宮市議会では、議会改革特別委員会を設置し、議会改革に取り組んでいたところ、正副委員長の議員報酬加算をなくすべきとの意見が出されたことを契機として、正副委員長の職責について協議を開始した。
- ・ 平成23年12月からの協議では、当時の委員長の職務や行政視察に対する問題点と改善点について議論され、正副委員長の職務等の改善として、所管部局との情報交換の定例化や委員会として研究すべき年次テーマ——施策研究テーマの決定、視察のスケジュールリングの標準化、副委員長への職務の割り振りの適正化を行うことを確認した。
- ・ 平成26年2月からの協議では、常任委員会の在り方について議論され、施策研究テーマの強化として、施策研究テーマの設定に当たり担当部局へヒアリングを実施する取組や、テーマに関する1年間の調査研究予定計画の目安を定める取組を行うとともに、委員会における質疑の効率化として、それまで4つあった常任委員会を5つに再編することで、1つの委員会が受け持つ部局の数を減らし、より専門性の高い質疑を行う取組や、質疑における反問権・反論権の活用を促す取組、また、効率的な質疑が行われるよう委員長が議事整理権を発揮する取組や、委員会の最後に委員長がまとめを述べるよう努める取組などを行うことを確認した。
- ・ こうした議論を経て、特別委員会の協議事項に加え、委員会運営について従前から議会運営委員会で申し合わせされていた事項を網羅的にまとめた委員長職務マニュアルを作成する機運が高まり、正副委員長の資質に左右されることなく、質の高い委員会運営を行うことができるようにするための指針となる常任委員会運営ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を平成27年6月に策定した。
- ・ 一方で、委員会運営は、会議規則等の各種法令に則り、正副委員長の裁量により実施されるべきであり、ガイドラインは必要ないとする議員もいることから、ガイドラインの作成に当たっては、会議規則や申し合わせ事項で決まっていること以外は、義務化と読み取れるような記述は控えている。
- ・ ガイドラインには、①常任委員会の運営について、②所管事務懇談会について、③委員会事前調整会について、④施策研究テーマについて、⑤視察についての5つの項目を記載している。

### 【常任委員会の運営について】

- ・ ガイドラインの冒頭には、委員会の年間スケジュールを記載しており、定例会に係る委員会の開催時期はもとより、当該委員会で主に協議する内容や視察を行う際の選定スケジュールなどの目安を記載している。
- ・ 委員会を開催する際の正副委員長・担当書記の業務をフローチャート形式で記載しているほか、委員会の議案審査の手順と項目ごとに委員長が行うことについて記載している。
- ・ 委員長は議事整理権を有することを記載しており、一般的な議事整理のほか、特に留意すべき点として、①質疑における反問権・反論権の活用を促すこと、②効率的な質疑が行えるよう、整理権を発揮すること、③正副委員長がまとめを述べるよう努めること、④委員長は、発言の無い者の発言を促すことができることなどを記載している。
- ・ 反問権については、過去の委員会において質疑と答弁がかみ合わず、審査が深夜に及ぶことがあったことから、執行部に質疑の意図を確認し直す手段として行使してもらうことで、効率的な質疑を行うことを目的として導入している。実際の運用においても、反問権はたびたび行使されており、効率的な質疑の実施に効果を発揮している。
- ・ 反論権については、委員の質疑に対して反論することを認めるという意図ではなく、例えばこういうことをすれば、こういった問題があるといった発言を認めることにより、より建設的な議論を行うことを目的として導入している。ただし、実際の運用においては、反論権が行使される場面はあまり多くない。
- ・ 反問権・反論権の活用を促すため、委員長は、委員会の冒頭に、執行部に対し、反問権・反論権の活用ができる旨を述べることにしている。
- ・ 委員会の冒頭に、委員長は、委員の発言が明確な錯誤、著しい趣旨不明瞭、不適切、既に答弁された内容の繰り返しと判断される場合には、委員長の議事整理権発動の対象となる旨を述べることにしている。
- ・ 委員長は、委員に対し、議論の活性化や委員若しくは会派の考え方を知るためなど、必要と認めるときは発言を促すことにしている。ただし、委員の発言を義務づけるという趣旨ではなく、発言を促した結果、委員が発言のない旨返答したときは、その確認にとどめている。
- ・ 委員会等における委員外議員の傍聴を認めている。ただし、委員外議員が委員会で発言することは認めておらず、質疑を行いたい場合は、本会議の質疑で行うことにしている。
- ・ 副委員長は、委員長をサポートし、円滑な委員会運営に寄与しなければならない

いとしている。

#### 【所管事務懇談会について】

- ・ 所管事務懇談会とは、正副委員長が、委員会の所管事務事項に関する担当部局との調整及び施策研究テーマについて協議するための懇談会をいい、委員会の機能を活性化し、より時宜を得た、質の高い委員会審査を実現するための準備として開催している。
- ・ 主な協議内容は、所管事項の進捗状況の確認、施策研究テーマについての懇談、報告、提言など及び委員会開催についての協議である。
- ・ 懇談会の参加者は、正副委員長、担当書記及び市の担当職員としている。なお、正副委員長はあくまで委員会の代表として出席するものとしており、私的・個別案件を協議することはできないこととしている。

#### 【委員会事前調整会について】

- ・ 委員会事前調整会とは、円滑な委員会運営を図るため、委員会開催前に当日の内容、進行、資料などの必要事項について、正副委員長と担当書記が調整を行うために開催している。
- ・ 委員会事前調整会は、原則委員会開催の2日前までに開催する。

#### 【施策研究テーマについて】

- ・ 常任委員会では、必要があると認めるときは、市の策定する計画、大規模事業、重点施策及び市が直面する社会問題から施策研究テーマを選定し、委員会独自で1年を通じて調査研究を行っている。
- ・ 調査研究したテーマについて報告書を作成するが、必ずしも委員会で一致した結論を求めるものではなく、様々な意見を併記する形でまとめることも可としている。
- ・ 選定したテーマが新年度予算に直結する内容であるときは、提言に対する執行部の回答を求めることとしている。ただし、執行部からの回答は自主的なものであり、回答の有無及び回答の時期は執行部の判断によるものとしている。
- ・ 令和5年度まではテーマの選定が必須となっていたが、施策研究テーマの調査研究が執行部の政策に反映されるといった成果が乏しく、委員の負担も大きいことから、令和6年度からはテーマの選定は任意となった。

#### 【視察について】

- ・ 議会改革特別委員会において視察の必要性について議論することとなり、視察の位置づけをより明確化するとともに、視察を実施する際の事務局職員の業務の

在り方について整理を行った。

- ・ 常任委員会が行う視察は、各委員会が所管する西宮市の事業・施設等を見学し、進捗状況等の説明を受ける管内視察と、市外の事業・施設等を見学し、進捗状況等の説明を受ける管外視察の２種類に整理している。管内・管外視察とも、委員派遣の手続により実施している。
- ・ 視察の内容については、視察の意義や必要性について合理的な説明が行えるようにするとともに、具体的な視察先については、日程を前提とせず、調査内容を重視して選定している。
- ・ 管外視察実施前には、視察先事業に対する事前勉強会を実施することで、より効率的かつ効果的な調査が行えるよう努めることとしている。また、西宮市の既存事業と視察先の事業の対比を行うため、事前勉強会には必要に応じて執行部の出席を求めることもある。
- ・ 正副委員長は、視察の全てに責任を負うこととされ、スケジュール確認や時間管理、移動中の委員の誘導や夕食会場の設定は正副委員長が主導して行うこととしている。なお、電車や飛行機での移動時や施設等への入館時に使用するチケット類や行程表などは視察日前日までに全委員に配付され、配付後は委員が自己管理することとしている。
- ・ 担当書記は、所管事務に関連する施策を視察することで、委員会運営面で正副委員長をよりの確に補佐することが可能となるよう研鑽を積むことを目的として視察に随行するものとしている。担当書記の用務は、全般記録、一定のスケジュール管理及び旅費の精算など、一定の旅費管理を行うにとどめるものとしている。また、視察中の担当書記の執務時間は、緊急時を除き、朝の集合から夕刻の宿泊地到着時までとしている。
- ・ 委員は、帰着後１か月以内に視察報告書を委員長に提出し、正副委員長は各委員の視察報告書を取りまとめて、執行部に対する提言書を作成する。

#### 【ガイドラインの活用について】

- ・ 毎年５月の臨時会で正副委員長が選任された後に、正副委員長に対して説明会を開催し、ガイドラインを活用して正副委員長の職務や役割を説明するとともに、委員会において傍聴人が会議の妨害をしてきた場合などを想定したイレギュラー事案の対応について説明を行っている。
- ・ 正副委員長と担当書記は、ガイドラインを参考に、委員会進捗状況を確認しながら運営を行っている。
- ・ 定例会終了後に、事務局同席の下、正副議長と正副委員長のヒアリングが開催

されている。ガイドラインに対する課題や改善要望等があれば、議会運営委員会において協議を行い、必要に応じて改正を行っている。

### 【所 感】

西宮市議会では、議会がその機能を最大限に発揮するためには、委員会の存在価値を高めることが必要との考えの下、委員会運営や正副委員長の職務について見直しを行うとともに、委員会の在り方の明確化を図り、効果的で効率的な委員会運営を行うための様々な取組が進められています。

その中心的な取組として、委員会運営に必要となる基本的なルールやこれまでの議会における協議事項を体系的に整理した常任委員会運営ガイドラインを策定することで、委員会運営を属人的な要素から切り離し、安定的で質の高い委員会運営の実現を目指されています。

本市議会においても、地方自治法をはじめとする各種法令や申し合わせ事項に則り、正副委員長の裁量により委員会運営を行っているところです。また、現在、委員会の動画配信の実現を目指し、見て分かりやすい委員会運営、効果的で効率的な委員会運営に向けた検討と試行を進めています。今後、質の高い委員会運営を実現するためには、委員会運営のよりどころとなる資料の整備についても検討していく必要があると感じました。



【視察の様子（西宮市）】